

# 県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2021-2022年 第4号 2022年4月27日発行

## 2/21 給与改定にかかる理事長交渉を実施 契約職員・特任職員の期末手当は「減額調整しない」と回答

県大教は、2021年11月の交渉で保留となっていた教職員の給与改定について、2022年2月21日に理事長交渉を行いました。廣川理事長は「地方独立行政法人法57条の規定により、教職員の給与は設立団体である県の職員給与に準ずることが適当」とし、一時金について、県と同様の引下げ（2021年12月の引下げ相当額＝△0.05月を2022年6月支給分で調整＝減額）を提案しました。

組合は、契約職員について「労働契約法に基づく単年度契約であり、2021年12月に在職していたか否かにより2022年6月の一時金支給月数に差がつくことは労働者の平等取り扱いの原則に反する」「市町会計年度任用職員の多くが2022年4月より引下げとなっており、人材流出を招きかねない」と反論し、撤回を迫りました。

理事長は「組合の主張には一理あり持ち帰って検討する」と回答し、後日「契約職員・特任職員については2021年12月分の引下相当額は減額調整しない」との回答がありました。



### ◆ 大学入学共通テストにかかる入試手当の廃止提案について

上記理事長交渉の場で、当局より大学入学共通

テスト（以下、共通テスト）にかかる入試手当廃止の提案がありました。当局が示した理由を以下に引用します。

#### ◎当局からの提案

教員が大学入学共通テストに従事した場合、大学入試センターが規定する基準に基づき定める額を入試手当として支給してきた。その業務は、「試験実施本部員」「試験監督者」および「監督補助員」であるが、本学が実施する「一般選抜」「特別選抜」でのこれに相当する業務については、入試手当の対象とせず、通常業務として取り扱ってきた。

つまりその業務が土曜日、日曜日などの勤務を要しない日となる場合には、勤務日の振替を行うことを原則とし、やむを得ず振替ができない場合には、時間外勤務手当を支給してきたものである。

これらのことから大学入学共通テストの業務を本学の業務とし、一般選抜および特別選抜と同様に扱うこととするため、見直しを行うものである。

#### ◎提案に対する組合の意見

組合は、共通テストにかかる休日業務に対して振替休日が認められないことを問題としてきました。しかし、入試手当の廃止を提案したことは一度もありません。

入試手当に問題があるとすれば、それは教員にだけ手当が支払われ、職員には支払われていない現状についてとなります。

それにもかかわらず、当局は、組合の要望を、振替休日を認めるか入試手当を支払うかという要望と勝手に読み替えて、それならば振替休日を認めるかわりに入試手当を廃止すると提案してきました。この提案に対して、組合は反対を表明いたしました。

#### ◎組合の意見の根拠と今後の展望

大学入試センターは各大学に「令和4年度大学入学共通テスト実施経費配分基準」と題した共通テストの業務についての文書を配布しています。

同文書の「大学入学共通テスト実施経費の趣旨」によれば、共通テストは「これを利用する各大学が大学入試センター（以下「センター」という）と協

